

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物並びに器具及び備品：定額法

リース資産：該当なし

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、当期に帰属する額を計上している

3. 重要な会計方針の変更

社会福祉法人会計基準から新会計基準による会計処理に変更

4. 法人で採用する退職給付制度

神門保育園：独立行政法人福祉医療機構の実施する退職金制度に加入している

神門第Ⅱ保育園：独立行政法人福祉医療機構の実施する退職金制度に加入している

かんの里：該当なし

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分

「本部」

イ 神門保育園拠点区分

「神門保育園」

ウ 神門第Ⅱ保育園拠点区分

「神門第Ⅱ保育園」

エ かんの里拠点区分

「認知症対応型共同生活介護施設かんの里」

「小規模多機能型居宅介護施設かんの里」

「特別養護老人ホームかんの里」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末
土地	146,632,976	63,822,696	9,397,000	201,058,672
建物	516,245,763	252,533,690	82,996,320	685,783,133
合 計	662,878,739	316,356,386	92,393,320	886,841,805

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等

特別積立金の取崩し

- (1) 神門保育園移転に伴い建物(基)について国庫補助金特別積立金取崩額として40,664,000円を計上した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	201,058,672円
建物（基本財産）	685,783,133円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	512,433,835円
-----------------------	--------------

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	201,058,672	0	201,058,672
建物（基本財産）	812,580,651	126,797,518	685,783,133
土地	9,397,000	0	9,397,000
建物	13,791,023	2,283,254	11,507,769
構築物	44,193,227	16,613,903	27,579,324
車輛運搬具	1,646,375	1,646,373	2
器具備品	52,635,879	36,274,712	16,361,167
無形固定資産	5,777,086	4,303,192	1,473,894
合 計	1,141,079,913	187,918,952	953,160,961

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	35,275,135	0	35,275,135
未収金	2,802,940	0	2,802,940
未収補助金	148,617,973	0	148,617,973
合 計	186,696,048	0	186,696,048

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 事業活動計算書及び貸借対照表における前年度の対比について

当年度は新会計基準移行年度であることから「社会福祉法人会計基準への移行時の取り扱い」に従い、事業活動計算書及び貸借対照表の前年度の数値は記載していない。

(2) 新会計基準に伴う影響

新会計基準移行に伴い、今年度新たに賞与引当金14,814,500円を計上したことにより活動増減差額に対しても同額の影響を与えている。

新会計移行に伴い平成19年3月31日以前取得した固定資産についての国庫補助金等特別種に関する過年度修正額及び、国庫補助金取崩に関する過年度修正額として修正益9,283,100円、過年度修正損として5,646,364円を計上したことにより、次期繰越活動増減差額に対する影響を与えている。

(3) 事務費支出雑費10,768,515円の内神門保育園建築に伴う内訳

遊具設置工事	817,775円
植栽工事	247,783円
旧園舎解体工事	8,853,284円
旧園舎建物滅失当期	27,900円
合計	9,946,742円

(4) その他の特別損失・その他の特別収益の内容

神門保育園移転改築に関し、過年度に業務委託費として計上した下記の金額を土地(基)に振り

不動産媒介料	379,080円
所有権移転手続き	150,760円
振込手数料	216円
合計	519,643円

(5) 神門保育園建築の資金源として予定していた福祉医療機構からの借入金124,600,000円(100,000,000円)は平成27年12月25日に実行された。残りの24,600,000円は平成28年度の実行となり、今年度は計上する事が出来なかったため、支払資金残高に対して影響を与えている。

(6) 平成26年度の補助金事業としてかんだの里拠点において、スプリンクラーの設置工事を行った。補助金は26年度に計上したが、補助金入金までのつなぎ資金11,000,000円の返済の計上となり、支払資金残高に同額の影響を与えている。

位：円)
|末残高
|, 058, 672
|, 783, 133
|, 841, 805

7 1 2 円を

1 (2) に

り次期繰越

責立金取崩
965円、
しても同額

り替えた。

30円の内
300円は
も同額の影

った。
ま27年度